

題名		奈良県景観 条例施行規 則	
頁		七 及 び 八	
行	第一種特定区域		
	第二種特定区域又は広域幹線沿道区域		
誤	<p>次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模</p> <p>ア 第五条第三項第一号に掲げる工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートルで、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p> <p>イ アに掲げる工作物以外の工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートルで、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが十五メートルのもの</p>		
正	<p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートルで、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが十五メートルのもの</p>		

は、

八					
十二及び十三並びに十八及び十九	誤り。				
五メートルで、かつ、	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="855 502 1787 790"> <p>第一種特定区域</p> <p>第二種特定区域又は広域幹線沿道区域</p> </td> <td data-bbox="1787 502 2056 790"> <p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 790 1787 1300"> <p>次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模</p> <p>ア 第五条第三項第一号に掲げる工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十五メートルのもの</p> <p>イ アに掲げる工作物以外の工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p> </td> <td data-bbox="1787 790 2056 1300"> <p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p> </td> </tr> </table>	<p>第一種特定区域</p> <p>第二種特定区域又は広域幹線沿道区域</p>	<p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p>	<p>次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模</p> <p>ア 第五条第三項第一号に掲げる工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十五メートルのもの</p> <p>イ アに掲げる工作物以外の工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p>	<p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p>
<p>第一種特定区域</p> <p>第二種特定区域又は広域幹線沿道区域</p>	<p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p>				
<p>次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模</p> <p>ア 第五条第三項第一号に掲げる工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十五メートルのもの</p> <p>イ アに掲げる工作物以外の工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p>	<p>建築物の上端から工作物の上端までの高さが五メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが十メートルのもの</p>				
五メートル又は	の				